

地方消費税引上げ分を充てる社会保障関係費について (平成30年度決算)

消費税及び地方消費税の引上げ分については、年金、医療及び介護の社会保障給付並びに子ども・子育て支援、その他社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

地方消費税引上げ分を充てた県の社会保障関係費は、次のとおりです。

(歳入)	引上げ分の地方消費税収	8,839百万円
(歳出)	社会保障関係費(一般財源ベース)	85,004百万円

【社会保障関係費】

(単位:百万円)

事 項		平成30年度決算額	
		総 額	うち一般財源
子ども・ 子育て支援	地域子ども・子育て支援事業費 ※1	1,037	1,037
	教育・保育給付費 ※2	9,900	9,900
	児童保護費 ※3	2,649	1,321
	児童手当県負担金	2,752	2,752
計		16,338	15,010
医療・介護	国民健康保険制度	11,675	11,675
	後期高齢者医療制度	15,833	15,712
	介護保険制度	15,348	15,348
	医療介護総合確保基金事業費	1,205	402
	指定難病医療費	1,377	687
	小児慢性特定疾病医療費	227	113
計		45,665	43,937
その他の社会保障に要する経費		32,533	26,057
合 計		94,536	85,004

※1 放課後児童クラブ、乳児家庭全戸訪問等の13事業

※2 幼稚園、保育園等への施設型給付等

※3 児童入所施設等措置費等